

# 日本学生相談学会

平成 23 年 9 月 13 日, Version 1.0

平成 23 年 8 月 18 日

自殺総合対策大綱改正に向けてのレビュー報告書

日本学生相談学会

## 1) 平成 24 年に見込まれる自殺総合対策大綱の改定において要望する内容

これまでの自殺総合対策大綱では、青少年（30 歳未満）についての記載において「児童生徒」という文言で表現されている。また、対応策などその他の箇所においても「児童生徒」という表現が用いられ、主に小学校、中学校、高等学校における対策として大綱が書かれている。そのため、大学等の高等教育場面での総合対応としてこれまでの大綱が読み取れない、あるいは高等教育機関の関係者に対して大綱の意図が十分には伝わっていない可能性がある。

現在、大学等の高等教育機関には多様な学生が進学してきており、自殺対策を含めた多様な学生支援策が各大学に求められている。それゆえ、今回の自殺総合対策大綱の改正では、初等・中等教育機関だけではなく、高等教育における対応策について明確に言及することが必要と思われる。

## 2) 現在または今後、わが国で必要な科学的根拠に基づく自殺予防活動

### 目標 1:

大学等の高等教育機関において、青年期の学生等に対する自殺対策を含めた心理発達の支援環境を改善する

### 論理的根拠:

現在、大学生の死因の第一位は自殺となっている（文献 1）。しかしながら、各大学での自殺者数などの情報は公開されていない場合が多く、各大学の取り組みも不明なままである。大学生の自殺の危険因子としては、個々の学生の心理的な特徴だけではなく、学業や研究、対人関係、就職問題などといった大学固有の問題も指摘されてきている（文献 2、3）。それゆえ、大学等においても自殺対策を積極的に進めていくことが必要である。

### 現在の政策的背景:

近年、初等・中等教育においては、文部科学省の補助事業としてスクールカウンセラー制度が導入され自殺対策や自殺予防等についても積極的に運用されてきている。一方、高等教育においては、新制大学の発足とともに始まった学生相談は、厚生補導から学生支援という考え方の変遷を経て、近年では、多様な学生に対する人間的成長を図る教育活動の一環として積極的に位置づけられてきた（文献 4）。さらに、大学における様々な問題に対する支援のあり方や危機介入などについても具体的な指針が示されてきている（文献 5）。しかしながら、各大学での取り組み状況は必ずしも十分とは言えない状況である（文献 6）。

#### 鍵となる活動領域：

- 1) 各大学における自殺問題の現状把握とその対策についての実態調査。
- 2) 各大学の実情に合わせた危機介入・学生支援体制の構築と評価。
- 3) 自殺対策や予防に関する大学教職員に対する啓発活動と危機的状況にある学生にかかわる教職員へのコンサルテーション、心理的支援の実施。
- 4) 学生に対する予防教育活動の実施および危機的状況の回避や問題解決のために他者に援助を求める被援助行動の促進。

#### 今後必要な政策：

- 1) 各大学における自殺関連問題やその対応についての情報公開を促す。その際には当事者や関係者に新たな心理的負荷をかけないような方策の工夫等、最大限の配慮を行う。
- 2) 各大学が危機介入・学生支援体制の充実化を図るよう提言を行うとともに必要な予算措置を講じる。
- 3) 現在の学生の心理社会的な発達状況と大学における危機的状況の発現様相について実証的な研究を進めるとともに、個別対応ならびに大学コミュニティとしての総合的な支援策についてのモデル開発を促すような予算措置を講じる。

#### 文献リスト：

- 1) 内田千代子 (2010) 21年間の調査からみた大学生の自殺の特徴と危険因子—予防への手がかりを探る。精神神経学雑誌, 112(6), 543-560.
- 2) 多田治夫 (2008) 大学生の自殺について。KIT progress : 工学教育研究, 15, 93-99.
- 3) 内野悌司 (2006) 大学生の自殺予防。精神療法, 32, 560-567.
- 4) 文部科学省高等教育局 (2000) 大学における学生生活の充実方策について—学生の立場に立った大学づくりを目指して— (報告)。
- 5) 日本学生支援機構 (2007) 大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—。
- 6) 吉武清實・大島啓利・池田忠義・高野明・山中淑江・杉江征・岩田淳子・福盛英明・岡昌之 (2010) 2009年度学生相談機関に関する調査報告。学生相談研究, 30(3), 226-271.